

農林水産関係設計材料単価決定要領

第1章 総則

(総則)

第1条 この要領は、愛知県農業水産局（水産関係）及び農林基盤局（農地林務関係）における工事価格積算等に必要設計材料等の単価（以下、「設計材料単価」という。）の決定方法及び決定された単価の取扱いについて定めるものとする。

(設計材料単価の構成)

第2条 設計材料単価は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 愛知県農林水産関係設計単価（以下、「設計単価」という。）
- 二 （一財）建設物価調査会が出版する「建設物価」「土木コスト情報」「建築コスト情報」等及び（一財）経済調査会が出版する「積算資料」「土木施工単価」「建築施工単価」等（以下、「物価資料」という。）を参考に定める単価（以下、「物価資料単価」という。）
- 三 市場での取引の実例に基づく価格及び価格の変動状況を適切に把握できる専門的な機関（以下、「物価調査機関」という。）に価格実態調査を委託して定める単価（以下、「特別調査単価」という。）
- 四 建設局の定める単価表を参考に定める単価（以下、「検討資料単価」という。）
- 五 個別見積単価

第2章 使用優先順位

(使用優先順位)

第3条 設計材料単価の使用優先順位は、原則下記による。

- 1位 設計単価
- 2位 物価資料単価
- 3位 特別調査単価
- 4位 検討資料単価
- 5位 個別見積単価

第3章 設計単価

(設計単価)

第4条 設計単価は、次の各号に掲げるものをもって構成し、決定方法は当該各号に定めるところによる。

- 一 機械損料は、土地改良事業等請負工事機械経費算定基準、森林整備保全事業建設機械経費積算要領又は（一社）日本建設機械施工協議会発行建設機械等損料表（以下、

- 「機械経費算定基準等」という。)により定める。なお、機械経費算定基準等のうち、設計単価として示さないものであっても、設計単価に準じた取扱いとする。
- 二 労務単価は、公共事業労務費調査連絡協議会（農林水産省・国土交通省）で決定された基準額、及び設計業務委託等技術者単価など農林水産省から参考通知されるものにより定める。
- 三 材料単価は、主に前年度使用実績のあった設計材料のうち、本庁で設計材料単価調査し決定したもの及び物価資料を参考に決定したものにより定める。
- 四 機械賃料、仮設材賃料、市場単価、土木工事標準単価は、前号と同様に定める。

（設計単価の制定）

- 第5条 農業水産局長及び農林基盤局長（以下、「局長」という。）は、前条により選定された設計材料について毎年度設計単価を制定するものとし、その制定時期は別に定める。
- 2 局長は、当該材料の価格変動により、設計単価の改定が必要と判断される場合、設計単価の改定を行うものとする。

第4章 その他の設計材料単価

（物価資料単価）

- 第6条 物価資料単価は、物価資料に掲載されている価格の平均値（平均値の有効桁は3桁（4桁以下切捨）とする。ただし、有効数字3桁未満の場合はその有効数字桁とする。）を採用する。なお、一方の資料にしか掲載されていない場合は、その掲載価格をもって決定する。ただし、公表価格として掲載されている価格は、メーカー等の希望販売価格であり、実勢取引価格と異なるため採用しないものとする。

（特別調査単価）

- 第7条 特別調査単価の調査方法、調査時期等必要な事項については、部長が別に定める。

（個別見積単価）

- 第8条 個別見積単価は、メーカー・商社・問屋並びに特約店等から見積りを徴収したものにより決定するものとする。見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の設計条件となる仕様を指示し、見積り依頼を行う。

見積りは原則として一般資材は3社以上、施設機械材料は5社以上から実勢取引価格を徴収するものとし、見積単価の決定方法は、次のとおりとする。

（1）土木工事における一般資材見積単価の決定方法

異常値を排除した平均値とし（異常値とは見積りの平均価格に対し30%以上の差異があるものをいう。以下同様。）、採用単価の有効桁は第6条と同様とする。

（2）施設機械工事における資材見積単価の決定方法

- ア 最多頻度単価（過半数以上が同一単価）が特定できる場合は、これを採用単価とする。

ただし、最多頻度が特定できない場合は、異常値を排除した平均値とし（異常値とは見積りの平均価格に対し30%以上の差異があるものをいう。以下同様。）、採用単価の有効桁は第6条と同様とする。

イ 特殊でかつ高価な資材を扱う場合は、見積りを充分検討し、採用に当っては事前に本庁担当課と協議する。

(3) 建築工事における資材見積単価の決定方法

土木工事に準じる。

(4) 「類似品」の単価決定

「類似品」を合わせて見積り依頼し単価決定する場合は、市場性（一般的に製造され、かつ市場に流通しているもの）を加味した上で以下によりスライドすることができる。

※採用単価＝見積り額×スライド（A）

スライド率（A）＝直近類似品の掲載単価／直近類似品の見積単価

注) 1. スライド率<1とする。

2. スライド率の有効数字は小数点以下3桁とし、4桁目を四捨五入する。

3. 掲載単価とは「設計単価」及び「物価資料」に掲載されている単価である。

4. スライドは同一資材（荷重等条件が同一）で規格違いに適用する。

5. 見積り額及び見積単価は、第8条（個別見積単価）により決定した単価を採用する。なお、この場合、見積りは1社以上とする。

第5章 その他

(その他)

第9条 第5条の設計単価の制定及び改定に関する事務処理のうち、農地林務関係は農林総務課、水産関係は水産課において行う。また、本庁で定める設計材料単価の調査業務に関する発注事務は、農林総務課において行う。

第10条 本要領の運用については、局長が別に定めるところによる。

(附則)

この要領は、平成15年 4月 1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成17年 7月 1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成18年 4月 1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成18年 7月 1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成19年 7月 1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成26年 7月 1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成29年 9月 1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成30年11月 1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成31年 4月 1日から実施する。

(附則)

この要領は、令和 5年 7月 1日から実施する。